

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分の取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場において、主に機械設計の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、休憩時間中の午前○時○分頃、会社専務取締役から設計業務の進捗状況を問われて会話していたところ、激昂した同人からペットボトルを投げつけられ、負傷したという（以下「本件暴行」という。）。請求人は、翌日、D医療機関を受診し、「頸部挫傷、脳震盪、左結膜下出血」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件暴行において、Eから一方的に暴行を受けたが、自分からEに暴行したことはなく、いわゆる「けんか」とは認められないことから、本件傷病と業務との間に相当因果関係がある旨主張する。

(2) そこで、本件暴行に至る状況についてみると、以下のとおりである。

ア 本件暴行の端緒は、○年○月○日、休憩時間中の午前○時○分頃、Eが請求人に対し、同日又は2、3日中に設計図の提出を求め、請求人が無理である旨返答したことであり、これについての請求人、E、会社関係者の申述や主張に相違はない。

同設計図の提出について、請求人は、発注者側と打合せを行いつつ、○年○月末頃を提出期限と予定し、会社の代理人弁護士は、同年○月末日が納品日とされ同年○月末日までに設計図を完成させる必要があったとしていることから、請求人と会社双方が想定していた作業予定に矛盾はなく、同設計図の提出期限は同年○月末日であったものと考えられる。

これに関して、会社の代理人弁護士は、○年○月中旬を納品日とした前回の設計図について、設計図が請求人から提出されたのは同年○月中旬であったため、納期に間に合わせるため特別な料金が発生したと述べている。また、Eは、本件暴行のあった○か月前に請求人に対して作成を依頼したのに、設計図を完成させない請求人の仕事ぶりにイライラしたと述べているが、○年○月末日が納品日であれば、同設計図の提出期限が同年○月末日であっても、特別な料金が発生した前回と比べても、ことさら遅いものとは考え難い。

そうすると、Eは、設計図の提出期限がひっ迫している状況にはなかったにもかかわらず、恣意的に早期に同設計図を提出するよう強引に請求人に求

めたものと推認する。

イ また、Eは、警察署作成の供述調書において、①自分はこれまで他の従業員から反論された記憶などなく、入社して間もない請求人に反論されたことにはいらだった、②請求人の言い訳ばかりする態度や開き直る態度に思わずかっとなった、③請求人に自分の仕事の姿勢を罵られたと思い、更に興奮した、④かっとなって感情論で暴力的な行為をした旨述べている。これらはEの記憶が鮮明な本件暴行当日の供述であり、Eの本心が述べられているものと考えられることから、Eの請求人に対する強い嫌悪の感情が本件暴行の原因になったとみることができる。

さらに、Eは、聴取書において、①請求人は、休憩時に自分が学力的に上だと思い、人を小ばかにしたような話し方で、上からものを言っていた、②こちらが仕事の進捗状況を確認しても、請求人は理屈ばかりを述べ、自分では問題を解決できず、また、同僚と話しても、書類に関する疑問になかなか回答できなかった、③請求人は変な意味でプライドが高い、④請求人は理想が高いのか、高額な見積もりをして客の評判は良くなかった、⑤請求人は、ちんたらちんたら仕事しているように見えた、⑥請求人は自分の思想論を詰め込み、仕事をしていた、⑦請求人は仕事ができない人間である、旨を述べており、本件暴行当日以前にも、請求人に対して強い嫌悪の感情を抱いていたことが認められる。

ウ そうすると、本件暴行は、Eが請求人に対して以前から抱いていた嫌悪の感情が根底にあり、Eが請求人に対して恣意的に提出期限のひっ迫していない設計図の早期提出を強引に求めたことを発端として、請求人とのやり取りの中でEの強い嫌悪の感情が著しく増大し、同人の請求人への私的怨恨が昂じて、故意にペットボトルを投げつけるという有形力の行使に至ったとみるのが相当である。

エ なお、本件傷病については、決定書理由（略）に説示するとおり、諸検査の結果、処置、投薬いずれもなく、治療を要する程度には至らなかったものと認められる。

(3) したがって、本件暴行は、Eの請求人に対する私的怨恨に基づくものとみることが相当であり、本件暴行と業務との間に相当因果関係は認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。